

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利 用 者 支 援 事 業 (別添 1)	利 用 者 支 援 事 業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1 か所当たり年額 7,991,000円 ② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1 か所当たり年額 2,510,000円 ③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1 か所当たり年額 315,000円 イ 加算分 ①夜間加算 1 か所当たり年額 1,568,000円 ②休日加算 1 か所当たり年額 844,000円 ③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 1,121,000円 ④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 2,090,000円 ⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円 ⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 836,000円 ⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 3,377,000円 ⑧こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 315,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1 か所当たり年額 3,346,000円	利 用 者 支 援 事 業 の 実 施 に 必 要 な 経 費	県 1 / 6 〔国 2 / 3〕 〔市町村 1 / 6〕 ※妊婦等包括相談支援事業型のみ 県 1 / 4 〔国 1 / 2〕 〔市町村 1 / 4〕

	イ 加算分		
	①夜間加算	1 か所当たり年額	1,568,000円
	②休日加算	1 か所当たり年額	844,000円
	③出張相談支援加算		
		1 か所当たり年額	1,121,000円
	④機能強化のための取組加算		
		1 か所当たり年額	2,090,000円
	⑤多言語対応加算	1 か所当たり年額	805,000円
	⑥特別支援対応加算	1 か所当たり年額	836,000円
	(3) こども家庭センター型		
	別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額		
	ア 統括支援員の配置	1 か所当たり	6,941,000円
	※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。		
	※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。		
	イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）		
	① 基本分		
	(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1 か所当たり	15,628,000円
	(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1 か所当たり	7,295,000円
	(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1 か所当たり	12,830,000円
	(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1 か所当たり	10,093,000円
	(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合		
		1 か所当たり	10,032,000円
	(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合		
		1 か所当たり	4,497,000円

	※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i)から(vi)の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1 市町村当たり年額 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1 市町村当たり年額 21,382,000円 ※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されてる場合については対象としない。 ② 加算分 <table><tr><td>(i) 多言語対応加算</td><td>1 か所当たり年額</td><td>805,000円</td></tr><tr><td>(ii) 特別支援対応加算</td><td>1 か所当たり年額</td><td>836,000円</td></tr></table> ※ イの「1 か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1 か所当たりとする。 ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点） ① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） (i) 基礎単価 <table><tr><td>小規模A型</td><td>4,152,000円</td></tr><tr><td>小規模B型</td><td>10,719,000円</td></tr><tr><td>小規模C型</td><td>17,790,000円</td></tr><tr><td>中規模型</td><td>24,050,000円</td></tr><tr><td>大規模型</td><td>44,636,000円</td></tr></table> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,718,000円×配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価	(i) 多言語対応加算	1 か所当たり年額	805,000円	(ii) 特別支援対応加算	1 か所当たり年額	836,000円	小規模A型	4,152,000円	小規模B型	10,719,000円	小規模C型	17,790,000円	中規模型	24,050,000円	大規模型	44,636,000円		
(i) 多言語対応加算	1 か所当たり年額	805,000円																	
(ii) 特別支援対応加算	1 か所当たり年額	836,000円																	
小規模A型	4,152,000円																		
小規模B型	10,719,000円																		
小規模C型	17,790,000円																		
中規模型	24,050,000円																		
大規模型	44,636,000円																		

		2,718,000 円×配置人数（上限 5 人）		
		② 基本分（委託して行う場合）		
		（i）基礎単価		
		小規模 A 型	10,347,000 円	
		小規模 B 型	16,914,000 円	
		小規模 C 型	23,985,000 円	
		中規模型	36,441,000 円	
		大規模型	69,418,000 円	
		（ii）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価		
		常勤職員を配置した場合	6,426,000 円×配置人数	
		非常勤職員を配置した場合	2,718,000 円×配置人数	
		（iii）最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価（上限 5 人）		
		常勤職員を配置した場合	6,426,000 円×配置人数	
		非常勤職員を配置した場合	2,718,000 円×配置人数	
		③夜間・土日開所加算（人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）		
		①又は②による基準額×((1 週間当たりの開所時間数－40)÷40)		
		④開設準備経費（児童福祉機能のみを開設する場合に限る。2 開設準備経費とは併用不可。）		
			1 か所当たり	7,678,000 円
		⑤弁護士・医師等配置加算		
			1 か所当たり	360,000 円
		⑥地域活動等推進加算		
		（i）研修・広報啓発費用	1 か所当たり	872,000 円
		（ii）見守り活動等推進費用	1 か所当たり	13,000,000 円
		（iii）通訳業務費用	1 か所当たり	1,560,000 円
		※ウの「1 か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所 1 か所当たりとする。		
		エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置		
		① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）		

		1 人当たり	2,718,000 円		
		② 委託の場合			
		1 人当たり	6,426,000 円		
		※配置人数については、サポートプラン 40 件作成につき 1 人とする。 なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。 ※1 か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。			
		人口 10 万人未満	1 人		
		人口 10 万人以上かつ 30 万人未満	2 人		
		人口 30 万人以上	3 人		
		※エの「1 か所当たり」とは、こども家庭センター 1 か所当たりとする。			
		オ 地域資源開拓コーディネーターの配置			
		① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）			
		1 か所当たり	2,718,000 円		
		② 委託の場合			
		1 か所当たり	6,426,000 円		
		※1 か所当たり 1 人を上限とする。 ※オの「1 か所当たり」とは、こども家庭センター 1 か所当たりとする。			
		カ 制度施行円滑導入経費			
		1 市町村当たり	3,543,000 円		
		（令和 8 年度までの経過措置）			
		別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であつて、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合には			

		ウに掲げる基準額を、令和８年度まで適用する。 (４) 妊婦等包括相談支援事業型 次のアからウにより算出された額の合計額 ア １か所当たりの妊娠届出受理数700件以上 15,584,000円 イ １か所当たりの妊娠届出受理数200件以上700件未満 9,911,000円 ウ １か所当たりの妊娠届出受理数200件未満 8,239,000円 ※「１か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）１か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター１か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、１か所とする。 ※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。 ※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。 ２ 開設準備経費（改修費等） (１) 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く） １か所当たり 4,000,000円 (２) こども家庭センター型 １か所当たり 7,678,000円 ※(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※(2)において、「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。		
--	--	--	--	--

延長保育事業 (別添2)	延長保育事業	1 一般型	延長保育事業の実施に必要な経費	県 1/3 (国) 1/3 (市町村) 1/3								
		(1) 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額)										
		ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上)										
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>21,200 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>42,400 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>63,600 円</td></tr></table>			延長時間区分		1 時間	21,200 円	2 時間	42,400 円	3 時間	63,600 円
		延長時間区分										
		1 時間			21,200 円							
		2 時間			42,400 円							
		3 時間			63,600 円							
		イ 小規模保育事業										
		<table><tr><td>延長時間区分</td><td>A 型・B 型</td><td>C 型</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>14,000 円</td><td>17,700 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>28,000 円</td><td>35,400 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>42,000 円</td><td>53,100 円</td></tr></table>			延長時間区分	A 型・B 型	C 型	1 時間	14,000 円	17,700 円	2 時間	28,000 円
延長時間区分	A 型・B 型	C 型										
1 時間	14,000 円	17,700 円										
2 時間	28,000 円	35,400 円										
3 時間	42,000 円	53,100 円										
ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)												
<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>25,800 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>38,700 円</td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	12,900 円	2 時間	25,800 円	3 時間	38,700 円				
延長時間区分												
1 時間	12,900 円											
2 時間	25,800 円											
3 時間	38,700 円											
エ 家庭的保育事業												
<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>1 時間</td><td>88,600 円</td></tr><tr><td>2 時間</td><td>177,200 円</td></tr><tr><td>3 時間</td><td>265,800 円</td></tr></table>	延長時間区分		1 時間	88,600 円	2 時間	177,200 円	3 時間	265,800 円				
延長時間区分												
1 時間	88,600 円											
2 時間	177,200 円											
3 時間	265,800 円											
(2) 保育標準時間認定 (1 事業当たり年額)												
ア 保育所及び認定こども園												
<table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30 分</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>1 時間</td><td>1,760,000 円</td></tr></table>	延長時間区分		30 分	600,000 円	1 時間	1,760,000 円						
延長時間区分												
30 分	600,000 円											
1 時間	1,760,000 円											

			2～3時間	2,761,000円				
			4～5時間	5,804,000円				
			6時間以上	6,835,000円				
		イ 小規模保育事業						
			自園調理等	延長時間区分	A型	B型	C型	
				30分	600,000円	600,000円	600,000円	
				1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	
				2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	
				4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円	
				6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円	
				その他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
					1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円
					2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円
					4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円
		6時間以上	4,074,000円		4,074,000円	4,053,000円		
※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）								
ウ 事業所内保育事業								
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下				
				A型	B型			
		自園調理等	30分	552,000円	552,000円	552,000円		
			1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円		
			2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円		
			4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円		
			6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円		
		その他	30分	552,000円	552,000円	552,000円		
			1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円		
			2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円		
			4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円		
			6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円		

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30 分	314, 000 円	161, 000 円
	1 時間	627, 000 円	321, 000 円
	2 ～ 3 時間	1, 122, 000 円	587, 000 円
	4 ～ 5 時間	2, 792, 000 円	1, 894, 000 円
	6 時間以上	4, 498, 000 円	3, 238, 000 円
そ の 他	30 分	306, 000 円	153, 000 円
	1 時間	611, 000 円	306, 000 円
	2 ～ 3 時間	1, 070, 000 円	535, 000 円
	4 ～ 5 時間	2, 052, 000 円	1, 155, 000 円
	6 時間以上	3, 454, 000 円	2, 193, 000 円

オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30 分	600, 000 円
1 時間	1, 988, 000 円
2～3 時間	2, 989, 000 円
4～5 時間	5, 918, 000 円
6 時間以上	6, 835, 000 円

カ 配置基準改善加算（平均対象児童数が21人以上の施設等）

延長時間区分	
30 分	150, 000 円
1 時間	300, 000 円
2～3 時間	750, 000 円
4～5 時間	1, 350, 000 円
6 時間以上	1, 950, 000 円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	265, 900 円
2 時間	531, 800 円
3 時間	797, 700 円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が 1 名となった場合）

延長時間区分	
1 時間	265, 900 円
2 時間	458, 000 円
3 時間	458, 000 円

（2）保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30 分	153, 000 円
1 時間	306, 000 円
2 ～ 3 時間	535, 000 円
4 ～ 5 時間	898, 000 円
6 時間以上	1, 261, 000 円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が 1 名となった場合）

延長時間区分	
30 分	153, 000 円
1 時間	306, 000 円
2 時間以上	458, 000 円

※ 1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、該当する 1 人（1 事業）当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補給を行う事業（別添3）	実費徴収に係る補給を行う事業	1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,700円 2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 4,900円	実費徴収に係る補給を行う事業の実施に必要な経費	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（別添4）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円 3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円 ※ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業（別添5）	放課後児童健全育成事業（特定分）	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）	

		(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が 1～19人の支援の単位 $4,615,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $6,939,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 6,939,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $6,939,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 85,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,740,000円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) $(年間開所日数 - 250日) \times 28,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 28,000円$ エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均 $時間数 \times 720,000円$ (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) $「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 \times 324,000円$ (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円 (イ) 構成する児童の数が 1～19人の支援の単位 3,327,000円		
--	--	--	--	--

		イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）× 28,000円 ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 720,000円 ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特例分）１③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。 （１）年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（１支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が１～19人の支援の単位 2,794,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） × 30,000円 （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 5,117,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） × 27,000円 （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 5,117,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 5,117,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） × 85,000円 （オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円		
--	--	--	--	--

	イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日） × 21,000円 （１日８時間以上開所する場合）					
	ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 21,000円					
	エ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） （ア）平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均 時間数 × 449,000円 （イ）長期休暇等分（１日８時間を超えて開所する場合） 「１日８時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000円					
	（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（１支援の単位当たり年額） <table><tr><td>（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位</td><td style="text-align: right;">3,356,000円</td></tr><tr><td>（イ）構成する児童の数が１～19人の支援の単位</td><td style="text-align: right;">1,881,000円</td></tr></table>	（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位	3,356,000円	（イ）構成する児童の数が１～19人の支援の単位	1,881,000円	
（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位	3,356,000円					
（イ）構成する児童の数が１～19人の支援の単位	1,881,000円					
	イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 21,000円					
	ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 449,000円					
	③設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。 ※ 通常、放課後児童支援員１名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員１名配置とする場合は、本基準額を適用する。					

		(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円 （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,301,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円 （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,301,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,301,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×71,000円 （オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円 イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×17,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×17,000円 エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） （ア）平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×298,000円 （イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,658,000円 （イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,782,000円 イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）		
--	--	---	--	--

		長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 298,000円 ④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特例分) 1③又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,993,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 32,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,623,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,623,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,623,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 79,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) × 20,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		
--	--	---	--	--

		(上記要件に該当する開所日数) × 20,000円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 376,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 169,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,825,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 20,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」 の年間平均時間数 × 376,000円 ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,681,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,681,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,681,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 62,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円		
--	--	--	--	--

		イ 開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×16,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×16,000円 エ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） （ア）平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×201,000円 （イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 91,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（１支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,023,000円 （イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円 イ 長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×16,000円 ウ 長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」 の年間平均時間数 × 201,000円 ⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和５年４月12日こ成環第５号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添１の11（３）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する１支援の単位当たり年額） 747,000円 ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、		
--	--	--	--	--

		・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。 ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。		
--	--	---	--	--

		2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額） （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合 （ア）小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 （イ）幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 エ 局長通知別添2の3（2）⑤に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1支援の単位当たり年額） 600,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円 （4）倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※ 開設準備経費については当該年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
--	--	---	-----------------------	--

		3 放課後児童クラブ支援事業（1 支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 2, 232, 000 円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3, 374, 000 円 イ 移転関連費用補助 2, 500, 000 円 ウ 土地借料補助 6, 100, 000 円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に 100 人以上発生している市町村に所在する 放課後児童健全育成事業所の場合 1, 163, 000 円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 581, 000 円 ※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
	放課後児童健全育成事業（一般分）	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1 支援の単位当たり年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1, 829, 000 円 (2) (1) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3, 330, 000 円 ※ 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間	

			外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金)	
		2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） （1）障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,232,000 円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 2,232,000 円 （イ）職員を2人以上配置 4,464,000 円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 2,232,000 円 （イ）職員を2人配置 4,464,000 円 （ウ）職員を3人以上配置 6,696,000 円 （2）医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000 円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000 円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	

		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 697,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	小規模放課後クラブ支援事業の実施に必要な経費	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 1,423,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 1,568,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費	

		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 1 事業所当たり年額 300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額 4,433,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1 支援の単位当たり月額 280,000円	災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費
	放課後児童健全育成事業（その他分）	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たりの（1）～（3）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000円 （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000円	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費

		(3) (2) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。	（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費	
子育て短期支援事業（別添6）	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	

		ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア ２歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円 イ ２歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 600円 （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 （ア） 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 （イ） 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※ 養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア 夜間養護事業 （ア） 基本分 年間延べ日数 × 400円		
--	--	--	--	--

		(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 400円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円 (3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用 1 施設当たり年額 6,747,000円 ※ 次の要件を満たす施設に適用する。 ①子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること (施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。) ②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。 ③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。 ※ (3) の専従職員配置月数 (1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。) が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額 (1円未満切り捨て) とする。 ※ 1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。 2 開設準備経費 (改修費等) 1施設当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。		
乳児家庭全戸訪問事業 (別添7)	乳児家庭全戸訪問事業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1) ケース対応会議の開催 (2) 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	

		乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円 2 1以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円		
養育支援訪問事業 (別添8)	養育支援訪問事業	1 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円	養育訪問支援事業の実施に必要な経費	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添9)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり 3,248,000円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり 674,000円 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1市町村当たり 735,000円 (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1市町村当たり 2,601,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	

		5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 644,000円	
子育て 世帯訪 問支援 事業 (別添 10)	子 育 て 世 帯 訪 問 支 援 事業	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯 ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × 1,260円 年間延べ利用件数 × 740円 (ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,570円 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × 940円 年間延べ利用件数 × 560円 (2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費	子育て 世帯訪 問支援 事業の 実施に 必要な 経費

		(8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1 市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1 事業所当たり年額 564,000円		
児童育成支援拠点事業(別添11)	児童育成支援拠点事業	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型1事業所当たり年額 9,828,000円 イ 週4日型1事業所当たり年額 13,104,000円 ウ 週5日型1事業所当たり年額 16,368,000円 (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 2,295,000円 イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 2,295,000円 ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 (ア) 週3日型 1 事業所当たり年額 870,000円 (イ) 週4日型 1 事業所当たり年額 1,161,000円 (ウ) 週5日型 1 事業所当たり年額 1,451,000円 エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	

		① 週3日型 1事業所当たり年額 600,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 800,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 1,001,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 144,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 192,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 238,000円 オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。 ※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。 2 開設準備経費(改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円 ※ 当該年度に支払われたものに限る。		
親子関係形成支援事業(別添12)	親子関係形成支援事業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 90,080円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 112,600円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 135,120円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 157,640円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 180,160円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 202,680円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 225,200円 ※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

		22,520円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施とする場合は、(キ)と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数 × 2,250円 (イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × 1,800円 (ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × 1,350円 ※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする）。なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。 なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。 1 市町村当たり年額 × 100,000円		
地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点	1 運営費（1か所当たり年額） (1) 一般型 ア 基本分	地域子育て支援拠点	

事業 (別添 13)	事業	(ア) 3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 6,314,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,642,000円 (イ) 5日型 ・常勤職員を配置する場合 9,023,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,703,000円 (ウ) 6日型 ・常勤職員を配置する場合 10,084,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,182,000円 (エ) 7日型 ・常勤職員を配置する場合 11,154,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 8,251,000円 ※ (イ)～(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ 加算分 (ア) 子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,725,000円 5日型 3,347,000円 6・7日型 2,956,000円 (イ) 地域支援 1,646,000円 (ウ) 特別支援対応加算 1,147,000円 (エ) 研修代替職員配置加算 1人あたり年額 24,000円 (オ) 育児参加促進講習休日実施加算 443,000円 (カ) 賃借料加算 2,500,000円 (2) 出張ひろば 1,682,000円 (3) 小規模型指定施設 ア 基本分 3,292,000円	事業の 実施に 必要な 経費	
------------------	----	---	-------------------------	--

		イ 加算分 1, 646, 000円 (4) 連携型 ア 基本分 3～4日型 2, 143, 000円 5～7日型 3, 348, 000円 イ 加算分 (ア) 地域の子育て力を高める取組 507, 000円 (イ) 特別支援対応加算 1, 147, 000円 (ウ) 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 24, 000円 (エ) 育児参加促進講習休日実施加算 443, 000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 2 開設準備経費（1か所当たり年額） (1) 改修費等 1か所当たり 4, 000, 000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 1か所当たり 600, 000円 ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。						
一時預かり事業（別添14)	一時預かり事業（一般分）	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額） (ア) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>50 人未満</td><td>1, 473, 000 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額	50 人未満	1, 473, 000 円	一時預かり事業の実施に必要な費用	
年間延べ利用児童数	基準額							
50 人未満	1, 473, 000 円							

		50 人以上 100 人未満	1, 973, 000 円			
		100 人以上 200 人未満	2, 444, 000 円			
		200 人以上 300 人未満	2, 945, 000 円			
		300 人以上 900 人未満	3, 240, 000 円			
		900 人以上 1, 500 人未満	3, 470, 000 円			
		1, 500 人以上 2, 100 人未満	5, 012, 000 円			
		2, 100 人以上 2, 700 人未満	6, 554, 000 円			
		2, 700 人以上 3, 300 人未満	8, 096, 000 円			
		3, 300 人以上 3, 900 人未満	9, 638, 000 円			
		3, 900 人以上 4, 500 人未満	11, 180, 000 円			
		4, 500 人以上 5, 100 人未満	12, 722, 000 円			
		5, 100 人以上 5, 700 人未満	14, 264, 000 円			
		5, 700 人以上 6, 300 人未満	15, 806, 000 円			
		6, 300 人以上 6, 900 人未満	17, 348, 000 円			
		6, 900 人以上 7, 500 人未満	18, 890, 000 円			
		7, 500 人以上 8, 100 人未満	20, 432, 000 円			
		8, 100 人以上 8, 700 人未満	21, 974, 000 円			
		8, 700 人以上 9, 300 人未満	23, 516, 000 円			
		9, 300 人以上 9, 900 人未満	25, 058, 000 円			
		9, 900 人以上 10, 500 人未満	26, 600, 000 円			
		10, 500 人以上 11, 100 人未満	28, 142, 000 円			
		11, 100 人以上 11, 700 人未満	29, 684, 000 円			
		11, 700 人以上 12, 300 人未満	31, 226, 000 円			
		12, 300 人以上 12, 900 人未満	32, 768, 000 円			
		12, 900 人以上 13, 500 人未満	34, 310, 000 円			
		13, 500 人以上 14, 100 人未満	35, 852, 000 円			
		14, 100 人以上 14, 700 人未満	37, 394, 000 円			
		14, 700 人以上 15, 300 人未満	38, 936, 000 円			
		15, 300 人以上 15, 900 人未満	40, 478, 000 円			
		15, 900 人以上 16, 500 人未満	42, 020, 000 円			
		16, 500 人以上 17, 100 人未満	43, 562, 000 円			
		17, 100 人以上 17, 700 人未満	45, 104, 000 円			
		17, 700 人以上 18, 300 人未満	46, 646, 000 円			

18,300人以上 18,900人未満	48,188,000 円
18,900人以上 19,500人未満	49,730,000 円
19,500人以上 20,100人未満	51,272,000 円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,473,000 円
50人以上 100人未満	1,973,000 円
100人以上 200人未満	2,444,000 円
200人以上 300人未満	2,945,000 円
300人以上 900人未満	3,114,000 円
900人以上 1,500人未満	3,335,000 円
1,500人以上 2,100人未満	4,817,000 円
2,100人以上 2,700人未満	6,299,000 円
2,700人以上 3,300人未満	7,781,000 円
3,300人以上 3,900人未満	9,263,000 円
3,900人以上 4,500人未満	10,745,000 円
4,500人以上 5,100人未満	12,227,000 円
5,100人以上 5,700人未満	13,709,000 円
5,700人以上 6,300人未満	15,191,000 円
6,300人以上 6,900人未満	16,673,000 円
6,900人以上 7,500人未満	18,155,000 円
7,500人以上 8,100人未満	19,637,000 円
8,100人以上 8,700人未満	21,119,000 円
8,700人以上 9,300人未満	22,601,000 円
9,300人以上 9,900人未満	24,083,000 円
9,900人以上 10,500人未満	25,565,000 円
10,500人以上 11,100人未満	27,047,000 円
11,100人以上 11,700人未満	28,529,000 円
11,700人以上 12,300人未満	30,011,000 円
12,300人以上 12,900人未満	31,493,000 円
12,900人以上 13,500人未満	32,975,000 円
13,500人以上 14,100人未満	34,457,000 円
14,100人以上 14,700人未満	35,939,000 円

		<table><tr><td>14,700人以上 15,300人未満</td><td>37,421,000円</td></tr><tr><td>15,300人以上 15,900人未満</td><td>38,903,000円</td></tr><tr><td>15,900人以上 16,500人未満</td><td>40,385,000円</td></tr><tr><td>16,500人以上 17,100人未満</td><td>41,867,000円</td></tr><tr><td>17,100人以上 17,700人未満</td><td>43,349,000円</td></tr><tr><td>17,700人以上 18,300人未満</td><td>44,831,000円</td></tr><tr><td>18,300人以上 18,900人未満</td><td>46,313,000円</td></tr><tr><td>18,900人以上 19,500人未満</td><td>47,795,000円</td></tr><tr><td>19,500人以上 20,100人未満</td><td>49,277,000円</td></tr></table>	14,700人以上 15,300人未満	37,421,000円	15,300人以上 15,900人未満	38,903,000円	15,900人以上 16,500人未満	40,385,000円	16,500人以上 17,100人未満	41,867,000円	17,100人以上 17,700人未満	43,349,000円	17,700人以上 18,300人未満	44,831,000円	18,300人以上 18,900人未満	46,313,000円	18,900人以上 19,500人未満	47,795,000円	19,500人以上 20,100人未満	49,277,000円		
14,700人以上 15,300人未満	37,421,000円																					
15,300人以上 15,900人未満	38,903,000円																					
15,900人以上 16,500人未満	40,385,000円																					
16,500人以上 17,100人未満	41,867,000円																					
17,100人以上 17,700人未満	43,349,000円																					
17,700人以上 18,300人未満	44,831,000円																					
18,300人以上 18,900人未満	46,313,000円																					
18,900人以上 19,500人未満	47,795,000円																					
19,500人以上 20,100人未満	49,277,000円																					
		※20,100人以上の場合は別途協議																				
		(イ) 基幹型施設加算	1,330,000円																			
		イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）																				
		(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)																				
		(ア) 平日分	440円																			
		(イ) 長期休業日（8時間未満）	440円																			
		(ウ) 長期休業日（8時間以上）	880円																			
		(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円																			
		(オ) 長時間加算																				
		((ア) (イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、 (ウ) (エ)については8時間を超えた利用)																				
		・ 超えた利用時間が2時間未満	100円																			
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																			
		・ 超えた利用時間が3時間以上	300円																			
		ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）	4,400円																			
		エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額）	3,900円																			

		オ 利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 ※ オは緊急一時預かりを除く。 （２）幼稚園型Ⅰ ア 在籍園児分（ウを除く）（児童１人当たり日額） （ア）基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 440円 ② 長期休業日（８時間未満） 440円 ③ 長期休業日（８時間以上） 880円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日 $(1,600,000円 \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400円$ (10円未満切り捨て) ② 長期休業日（８時間未満） 400円 ③ 長期休業日（８時間以上） 800円 （イ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 （ウ）長時間加算 Ⅰ （ア）Ⅰ①及び（ア）Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、（ア）Ⅰ③、（ア）Ⅱ③及び（イ）については８時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が２時間未満 150円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 300円 ・超えた利用時間が３時間以上 450円 Ⅱ （ア）Ⅰ②及び（ア）Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が２時間未満 100円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 200円 ・超えた利用時間が３時間以上 300円 （エ）保育体制充実加算 Ⅰ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の		
--	--	--	--	--

		要件を満たす施設	1 か所当たり年額	2, 892, 400円		
		Ⅱ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の				
		要件を満たす施設	1 か所当たり年額	1, 446, 200円		
		①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則 9 時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上 の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2, 000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。				
		(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)				
			1 か所当たり年額	1, 383, 200円		
	※ 1	※ 2 ③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たりの年額を691, 600円とする				
	※ 2	次の要件を満たす施設に適用する。				
		①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること				
		②次のいずれかの要件を満たしていること				
		a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること				
		b 3以上の市町村から園児を受け入れていること				
		c 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること				
		③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること				
	イ	在籍園児以外の児童分（ウ及び(3)を除く）（児童1人当たり日額）				
		(ア) 基本分		800円		
		(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）				
		・ 超えた利用時間が2時間未満		150円		
		・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満		300円		
		・ 超えた利用時間が3時間以上		450円		

		ウ 特別な支援を要する児童分（児童 1 人当たり日額） ①平日分 4,000円 ②長期休業日 8,000円 ③休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 8,000円 ※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 （ア） 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 （イ） 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア（イ）Ⅰ③、ア（イ）Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）及びウに係る基準額）を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。 （3）幼稚園型Ⅱ（児童 1 人当たり日額） ア 2歳児 Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設 （イ）基本分 2,650円 （イ）長時間加算（8時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 330円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 660円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 990円 Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設 （イ） 基本分 2,250円 （イ） 長時間加算（8時間を超えた利用）		
--	--	--	--	--

		・ 超えた利用時間が 2 時間未満 280円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 840円		
		イ 1 歳児		
		(ア) 基本分	2, 250円	
		(イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用）		
		・ 超えた利用時間が 2 時間未満 280円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 840円		
		ウ 0 歳児		
		(ア) 基本分	4, 500円	
		(イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用）		
		・ 超えた利用時間が 2 時間未満 560円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 1, 120円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 1, 680円		
		(4) 余裕活用型（児童 1 人当たり日額）		
		ア 基本分	2, 600円	
		イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童 1 人当たり日額）	3, 900円	
		ウ 利用者負担軽減（児童 1 人当たり日額）		
		・ 生活保護法による被保護者世帯 3, 000円 ・ 市町村民税非課税世帯 2, 400円 ・ 市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円未満世帯 2, 100円 ・ その他要支援児童のいる世帯 1, 500円		
		(5) 居宅訪問型（児童 1 人当たり日額）		
		ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童		
		利用時間 4 時間以上	11, 000円	
		利用時間 4 時間未満	5, 500円	

		イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間 4 時間以上 14,000円 利用時間 4 時間未満 7,000円 ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童 1 人当たり日額） 3,900円 エ 利用者負担軽減（児童 1 人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯 3,000円 ・市町村民税非課税世帯 2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯 1,500円 ※ エは緊急一時預かりを除く。 （6）災害特例型 ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童 1 人当たり月額） ※月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童（児童 1 人当たり日額） 1,600円 ウ ア、イ以外の児童（児童 1 人当たり日額） 4,650円		
--	--	---	--	--

		2 開設準備経費（1 か所当たり年額） （1）改修費等 4,000,000円 （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※ （1）（2）とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ （1）は災害特例型を除く。 ※ （2）は一般型に限る。																							
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費																						
病児保育事業（別添15）	病児保育事業（特定分、一般分・事業費）	1 病児対応型 （1）基本分 1 か所当たり年額 8,808,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること （2）加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額 （1 か所当たり年額）</th></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1,130,000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 150 人未満</td><td>1,695,000 円</td></tr><tr><td>150 人以上 200 人未満</td><td>2,260,000 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>3,390,000 円</td></tr><tr><td>300 人以上 400 人未満</td><td>4,520,000 円</td></tr><tr><td>400 人以上 500 人未満</td><td>5,650,000 円</td></tr><tr><td>500 人以上 600 人未満</td><td>6,780,000 円</td></tr><tr><td>600 人以上 700 人未満</td><td>7,910,000 円</td></tr><tr><td>700 人以上 800 人未満</td><td>9,040,000 円</td></tr><tr><td>800 人以上 900 人未満</td><td>10,170,000 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額 （1 か所当たり年額）	50 人以上 100 人未満	1,130,000 円	100 人以上 150 人未満	1,695,000 円	150 人以上 200 人未満	2,260,000 円	200 人以上 300 人未満	3,390,000 円	300 人以上 400 人未満	4,520,000 円	400 人以上 500 人未満	5,650,000 円	500 人以上 600 人未満	6,780,000 円	600 人以上 700 人未満	7,910,000 円	700 人以上 800 人未満	9,040,000 円	800 人以上 900 人未満	10,170,000 円	病児保育事業の実施に必要な経費
年間延べ利用児童数	基準額 （1 か所当たり年額）																								
50 人以上 100 人未満	1,130,000 円																								
100 人以上 150 人未満	1,695,000 円																								
150 人以上 200 人未満	2,260,000 円																								
200 人以上 300 人未満	3,390,000 円																								
300 人以上 400 人未満	4,520,000 円																								
400 人以上 500 人未満	5,650,000 円																								
500 人以上 600 人未満	6,780,000 円																								
600 人以上 700 人未満	7,910,000 円																								
700 人以上 800 人未満	9,040,000 円																								
800 人以上 900 人未満	10,170,000 円																								

		900 人以上 1,000 人未満	11,300,000 円		
		1,000 人以上 1,100 人未満	12,430,000 円		
		1,100 人以上 1,200 人未満	13,560,000 円		
		1,200 人以上 1,300 人未満	14,690,000 円		
		1,300 人以上 1,400 人未満	15,820,000 円		
		1,400 人以上 1,500 人未満	16,950,000 円		
		1,500 人以上 1,600 人未満	18,080,000 円		
		1,600 人以上 1,700 人未満	19,210,000 円		
		1,700 人以上 1,800 人未満	20,340,000 円		
		1,800 人以上 1,900 人未満	21,470,000 円		
		1,900 人以上 2,000 人未満	22,600,000 円		
		2,000 人以上 2,200 人未満	23,540,000 円		
		2,200 人以上 2,400 人未満	25,680,000 円		
		2,400 人以上 2,600 人未満	27,820,000 円		
		2,600 人以上 2,800 人未満	29,960,000 円		
		2,800 人以上 3,000 人未満	32,100,000 円		
		3,000 人以上 3,200 人未満	32,640,000 円		
		3,200 人以上 3,400 人未満	34,680,000 円		
		3,400 人以上 3,600 人未満	36,720,000 円		
		3,600 人以上 3,800 人未満	38,760,000 円		
		3,800 人以上 4,000 人未満	40,800,000 円		
		※ 4,000 人以上の場合は別途協議			
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費			
		1 か所当たり年額	5,400,000円		
		ウ 送迎経費			
		1 か所当たり年額	3,634,000円		
		エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）			
		職員 1 人当たり年額	18,000円		
		オ 当日キャンセル対応加算			
		年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）		

			<table><tr><td>(1) 25 回以上 50 回未満</td><td>247, 900 円</td></tr><tr><td>(2) 50 回以上 100 回未満</td><td>502, 500 円</td></tr><tr><td>(3) 100 回以上 150 回未満</td><td>670, 000 円</td></tr><tr><td>(4) 150 回以上</td><td>1, 005, 000 円</td></tr></table>	(1) 25 回以上 50 回未満	247, 900 円	(2) 50 回以上 100 回未満	502, 500 円	(3) 100 回以上 150 回未満	670, 000 円	(4) 150 回以上	1, 005, 000 円																
(1) 25 回以上 50 回未満	247, 900 円																										
(2) 50 回以上 100 回未満	502, 500 円																										
(3) 100 回以上 150 回未満	670, 000 円																										
(4) 150 回以上	1, 005, 000 円																										
			カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額	1, 300, 000円																							
			(3) 普及定着促進費（開設準備経費）																								
			ア 改修費等 1 か所当たり	4, 000, 000円																							
			イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり	600, 000円																							
			※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。																								
			2 病後児対応型																								
			(1) 基本分 1 か所当たり年額	6, 338, 000円																							
			うち改善分	2, 225, 000円																							
			※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること																								
			(2) 加算分																								
			ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																								
			<table><tr><td>年間延べ利用児童数</td><td>基準額 (1 か所当たり年額)</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>1, 300, 000 円</td></tr><tr><td>100 人以上 150 人未満</td><td>1, 593, 300 円</td></tr><tr><td>150 人以上 200 人未満</td><td>2, 124, 400 円</td></tr><tr><td>200 人以上 300 人未満</td><td>3, 186, 600 円</td></tr><tr><td>300 人以上 400 人未満</td><td>4, 248, 800 円</td></tr><tr><td>400 人以上 500 人未満</td><td>5, 311, 000 円</td></tr><tr><td>500 人以上 600 人未満</td><td>6, 373, 200 円</td></tr><tr><td>600 人以上 700 人未満</td><td>7, 435, 400 円</td></tr><tr><td>700 人以上 800 人未満</td><td>8, 497, 600 円</td></tr><tr><td>800 人以上 900 人未満</td><td>9, 559, 800 円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)	50 人以上 100 人未満	1, 300, 000 円	100 人以上 150 人未満	1, 593, 300 円	150 人以上 200 人未満	2, 124, 400 円	200 人以上 300 人未満	3, 186, 600 円	300 人以上 400 人未満	4, 248, 800 円	400 人以上 500 人未満	5, 311, 000 円	500 人以上 600 人未満	6, 373, 200 円	600 人以上 700 人未満	7, 435, 400 円	700 人以上 800 人未満	8, 497, 600 円	800 人以上 900 人未満	9, 559, 800 円		
年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)																										
50 人以上 100 人未満	1, 300, 000 円																										
100 人以上 150 人未満	1, 593, 300 円																										
150 人以上 200 人未満	2, 124, 400 円																										
200 人以上 300 人未満	3, 186, 600 円																										
300 人以上 400 人未満	4, 248, 800 円																										
400 人以上 500 人未満	5, 311, 000 円																										
500 人以上 600 人未満	6, 373, 200 円																										
600 人以上 700 人未満	7, 435, 400 円																										
700 人以上 800 人未満	8, 497, 600 円																										
800 人以上 900 人未満	9, 559, 800 円																										

		<table><tr><td>900 人以上 1,000 人未満</td><td>10,622,000 円</td></tr><tr><td>1,000 人以上 1,100 人未満</td><td>11,684,200 円</td></tr><tr><td>1,100 人以上 1,200 人未満</td><td>12,746,400 円</td></tr><tr><td>1,200 人以上 1,300 人未満</td><td>13,808,600 円</td></tr><tr><td>1,300 人以上 1,400 人未満</td><td>14,870,800 円</td></tr><tr><td>1,400 人以上 1,500 人未満</td><td>15,933,000 円</td></tr><tr><td>1,500 人以上 1,600 人未満</td><td>16,995,200 円</td></tr><tr><td>1,600 人以上 1,700 人未満</td><td>18,057,400 円</td></tr><tr><td>1,700 人以上 1,800 人未満</td><td>19,119,600 円</td></tr><tr><td>1,800 人以上 1,900 人未満</td><td>20,181,800 円</td></tr><tr><td>1,900 人以上 2,000 人未満</td><td>21,244,000 円</td></tr><tr><td>2,000 人以上 2,200 人未満</td><td>22,127,600 円</td></tr><tr><td>2,200 人以上 2,400 人未満</td><td>24,139,200 円</td></tr><tr><td>2,400 人以上 2,600 人未満</td><td>26,150,800 円</td></tr><tr><td>2,600 人以上 2,800 人未満</td><td>28,162,400 円</td></tr><tr><td>2,800 人以上 3,000 人未満</td><td>30,174,000 円</td></tr><tr><td>3,000 人以上 3,200 人未満</td><td>30,681,600 円</td></tr><tr><td>3,200 人以上 3,400 人未満</td><td>32,599,200 円</td></tr><tr><td>3,400 人以上 3,600 人未満</td><td>34,516,800 円</td></tr><tr><td>3,600 人以上 3,800 人未満</td><td>36,434,400 円</td></tr><tr><td>3,800 人以上 4,000 人未満</td><td>38,352,000 円</td></tr></table>	900 人以上 1,000 人未満	10,622,000 円	1,000 人以上 1,100 人未満	11,684,200 円	1,100 人以上 1,200 人未満	12,746,400 円	1,200 人以上 1,300 人未満	13,808,600 円	1,300 人以上 1,400 人未満	14,870,800 円	1,400 人以上 1,500 人未満	15,933,000 円	1,500 人以上 1,600 人未満	16,995,200 円	1,600 人以上 1,700 人未満	18,057,400 円	1,700 人以上 1,800 人未満	19,119,600 円	1,800 人以上 1,900 人未満	20,181,800 円	1,900 人以上 2,000 人未満	21,244,000 円	2,000 人以上 2,200 人未満	22,127,600 円	2,200 人以上 2,400 人未満	24,139,200 円	2,400 人以上 2,600 人未満	26,150,800 円	2,600 人以上 2,800 人未満	28,162,400 円	2,800 人以上 3,000 人未満	30,174,000 円	3,000 人以上 3,200 人未満	30,681,600 円	3,200 人以上 3,400 人未満	32,599,200 円	3,400 人以上 3,600 人未満	34,516,800 円	3,600 人以上 3,800 人未満	36,434,400 円	3,800 人以上 4,000 人未満	38,352,000 円		
900 人以上 1,000 人未満	10,622,000 円																																													
1,000 人以上 1,100 人未満	11,684,200 円																																													
1,100 人以上 1,200 人未満	12,746,400 円																																													
1,200 人以上 1,300 人未満	13,808,600 円																																													
1,300 人以上 1,400 人未満	14,870,800 円																																													
1,400 人以上 1,500 人未満	15,933,000 円																																													
1,500 人以上 1,600 人未満	16,995,200 円																																													
1,600 人以上 1,700 人未満	18,057,400 円																																													
1,700 人以上 1,800 人未満	19,119,600 円																																													
1,800 人以上 1,900 人未満	20,181,800 円																																													
1,900 人以上 2,000 人未満	21,244,000 円																																													
2,000 人以上 2,200 人未満	22,127,600 円																																													
2,200 人以上 2,400 人未満	24,139,200 円																																													
2,400 人以上 2,600 人未満	26,150,800 円																																													
2,600 人以上 2,800 人未満	28,162,400 円																																													
2,800 人以上 3,000 人未満	30,174,000 円																																													
3,000 人以上 3,200 人未満	30,681,600 円																																													
3,200 人以上 3,400 人未満	32,599,200 円																																													
3,400 人以上 3,600 人未満	34,516,800 円																																													
3,600 人以上 3,800 人未満	36,434,400 円																																													
3,800 人以上 4,000 人未満	38,352,000 円																																													
		※ 4,000人以上の場合は別途協議																																												
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費																																												
		1 か所当たり年額	5,400,000円																																											
		ウ 送迎経費	1 か所当たり年額	3,634,000円																																										
		エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）																																												
		職員 1 人当たり年額	18,000円																																											
		オ 当日キャンセル対応加算																																												
		<table><tr><td>年間キャンセル回数</td><td>基準額（1 か所当たり年額）</td></tr><tr><td>（1）25 回以上 50 回未満</td><td>247,900 円</td></tr></table>	年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）	（1）25 回以上 50 回未満	247,900 円																																								
年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）																																													
（1）25 回以上 50 回未満	247,900 円																																													

		(2) 50 回以上 100 回未満	502, 500 円		
		(3) 100 回以上 150 回未満	670, 000 円		
		(4) 150 回以上	1, 005, 000 円		
		カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額	1, 300, 000円		
		(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)			
		ア 改修費等 1 か所当たり	4, 000, 000円		
		イ 礼金及び賃借料 (開設前月分) 1 か所当たり	600, 000円		
		※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。			
		3 体調不良児対応型			
		(1) 基本分 1 か所当たり年額	4, 794, 000円		
		(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、 2, 397, 000円)			
		※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を 2 名以上配置して実施する施設の場合			
		(2) 加算分			
		ア 送迎対応を行う看護師等雇上費			
		1 か所当たり年額	5, 400, 000円		
		イ 送迎経費 1 か所当たり年額	3, 634, 000円		
		ウ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額	10, 000円		
		(3) 改善分 1 か所当たり年額	4, 496, 000円		
		(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、 2, 248, 000円)			
		※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を 1 名配置して実施する施設の場合			
		4 非施設型 (訪問型) (1 か所当たり年額) 7, 280, 000円			
		(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、 3, 640, 000円)			

	病児保育（特定分・低所得者減免分加算）	1 低所得者減免分加算（病児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 2 低所得者減免分加算（病後児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。	病児保育事業の実施に必要な経費																					
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（別添16）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1 運営費（1市町村当たり年額） （１）基本事業 ア 基本分 <table><thead><tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>20 人～49 人</td><td>1,000,000 円</td></tr><tr><td>50 人～99 人</td><td>1,800,000 円</td></tr><tr><td>100 人～299 人</td><td>2,000,000 円</td></tr><tr><td>300 人～599 人</td><td>2,800,000 円</td></tr><tr><td>600 人～999 人</td><td>4,000,000 円</td></tr><tr><td>1,000 人～1,499 人</td><td>8,100,000 円</td></tr><tr><td>1,500 人～1,999 人</td><td>12,100,000 円</td></tr><tr><td>2,000 人～2,999 人</td><td>16,200,000 円</td></tr><tr><td>3,000 人～3,999 人</td><td>20,200,000 円</td></tr></tbody></table>	会員数	基準額	20 人～49 人	1,000,000 円	50 人～99 人	1,800,000 円	100 人～299 人	2,000,000 円	300 人～599 人	2,800,000 円	600 人～999 人	4,000,000 円	1,000 人～1,499 人	8,100,000 円	1,500 人～1,999 人	12,100,000 円	2,000 人～2,999 人	16,200,000 円	3,000 人～3,999 人	20,200,000 円	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に必要な経費	
会員数	基準額																							
20 人～49 人	1,000,000 円																							
50 人～99 人	1,800,000 円																							
100 人～299 人	2,000,000 円																							
300 人～599 人	2,800,000 円																							
600 人～999 人	4,000,000 円																							
1,000 人～1,499 人	8,100,000 円																							
1,500 人～1,999 人	12,100,000 円																							
2,000 人～2,999 人	16,200,000 円																							
3,000 人～3,999 人	20,200,000 円																							

4,000 人～4,999 人	22,200,000 円
5,000 人～5,999 人	24,300,000 円
6,000 人～6,999 人	26,300,000 円
7,000 人～7,999 人	28,300,000 円
8,000 人～8,999 人	30,300,000 円
9,000 人以上	32,400,000 円

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

- ・ 10か所以上 10,100,000円
- ・ 10か所未満 支部数 × 1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算

360,000円

(ウ) 土日実施加算 1,800,000円

※土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

- ①会員登録を行うための事業説明会
- ②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59 件	1,800,000 円
60 件～119 件	2,400,000 円
120 件～199 件	3,800,000 円
200 件～299 件	5,700,000 円
300 件～399 件	7,700,000 円
400 件～599 件	10,500,000 円
600 件～699 件	14,500,000 円
700 件～799 件	16,500,000 円
800 件～899 件	18,600,000 円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		2 開設準備経費（1市町村当たり年額） （1）改修費等 4,000,000円 （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※（1）（2）とも当該年度に支払われたものに限る。		
産後ケア事業 （別添17）	産後ケア事業	(1) デイサービス・アウトリーチ型 1か所あたり1,788,000円(※)×実施月数 ※ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ 1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2) ショートステイ型 1か所あたり2,605,700円(※)×実施月数 ※ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ 2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (3) 24時間365日受入体制整備加算 1か所あたり年額 2,943,600円 (4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり5,000円 (5) (4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり2,500円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。) ※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。 (6) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 1人あたり日額 7,000円 (7) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 1か所あたり174,200円×実施月数 ※1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。 (8) 夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算 1か所あたり244,600円×実施月数 ※午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。	産後ケア事業の実施に必要な経費	県 1/4 (国) 1/2 (市町村) 1/4

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。）	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。）（特例措置分）	1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分） (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化 (1)、(2)の合計 500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	ICT化推進事業（令和6年度補正予算分）の実施に必要な経費	県 1/3 〔国〕 1/3 〔市町村〕 1/3
--	---	---	-------------------------------	--